

中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案に関する  
調査報告書

令和5年 6月30日

中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案

再発防止対策検討委員会

## 第1 はじめに

令和5年1月24日、国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所の所長(当時)が、令和3年2月16日に行われた同局の資材調達のための発注案件に関して、入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法第8条)及び公契約関係競売入札妨害(刑法96条の6)の容疑で、愛知県警に逮捕された(以下「第1事案」ということがある。)

コンプライアンスの保持の先頭に立つべき事務所長が逮捕されたことを受けて、国土交通省は、令和5年2月3日に中部地方整備局発注の資材調達にかかる不正事案再発防止対策検討委員会(以下、「当委員会」という。)を設置し、当委員会は、事案の背景の究明と、再発防止のための対策の立案のための調査・検討等を行ってきた。

当委員会の設置後である令和5年2月14日、上記容疑で勾留中の元所長が、令和3年3月29日に行われた同局の工事の一般競争入札に関し、入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法第8条)及び公契約関係競売入札妨害(刑法96条の6)の容疑で、愛知県警に再逮捕された(以下「第2事案」ということがある。)

そのため、当委員会は、この再逮捕事案についても、事案の背景の究明と、再発防止のための対策の立案を行うことになった。

今般、本件についての調査結果とこれを踏まえた再発防止対策がまとまったので、ここに報告をするものである。

なお、上記容疑で勾留中の元所長は、令和5年3月7日に収賄容疑で愛知県警に再々逮捕されたが、この再々逮捕事案については、当委員会が調査・検討することのできる資料が乏しいことから、本報告の対象外である。

また、当委員会は、個人の責任追及は目的としておらず再発防止の対策立案に必要な範囲で事実認定をしていること、国土交通省中部地方整備局から開示された資料の他は、本件の担当職員等の当時の関係者からのヒアリングにより調査を行っていること、逮捕・勾留された元所長は接見が禁止されており、本報告の時点で第1回公判期日が開催されたのみであることから、元所長の動機については認定ができないこと、を予めお断りする。

## 第2 当委員会の構成、目的、調査対象等

### 1 委員会設置日

令和5年2月3日

### 2 委員会の開催状況等

上記委員会設置日に第1回再発防止委員会を開催し、以降、同月20日に第2回委員会、3月28日に第3回委員会、4月28日に第4回委員会、5月26日に第5回委員会を開催し、6月30日の第6回委員会にて、本報告書を完成するに至ったものである。

### 3 構成委員等

#### (1) 委員

| 役職  | 所属等           | 氏名   | 備考                  |
|-----|---------------|------|---------------------|
| 委員長 | 熊田法律事務所（岐阜県）  | 熊田士朗 | 弁護士・元名古屋<br>地方裁判所所長 |
| 委員  | 熊田法律事務所（愛知県）  | 熊田 均 | 弁護士                 |
| 委員  | 中川法律経営事務所     | 中川真吾 | 弁護士・元検事             |
| 委員  | 東京大学大学院工学系研究科 | 堀田昌英 | 大学院教授               |
| 委員  | EY新日本有限責任監査法人 | 水野 大 | 公認会計士               |

#### (2) 調査担当弁護士

当委員会は、下記弁護士を調査担当弁護士として指名し、委員会と調査担当弁護士の連携の下、所要の調査・検討等を行った。

| 所属等       | 氏名    | 備考               |
|-----------|-------|------------------|
| むすび法律事務所  | 伊藤歌奈子 | 弁護士              |
| ソレイユ法律事務所 | 篠田達也  | 弁護士              |
| 石原総合法律事務所 | 築山健一  | 弁護士・元名古屋地方裁判所判事補 |

#### 4 委員会の目的、調査対象等

- (1) 当委員会の主たる目的は、再発防止策の提言を行うことであり、上記の委員会設置日から、本報告書作成日までの間、再発防止策の提言に必要なかつ可能な限度で調査・検討等を行った。

本報告書作成日現在、起訴された国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所所長（当時）（以下「元所長」という。）、株式会社丸昇石材（以下「丸昇石材」という。）の代表取締役会長（当時）（以下「元会長」という。）の刑事公判の進捗状況は、令和5年6月14日の第1回公判期日が実施されたのみであるから、刑事公判における証拠調べ手続の結果や捜査機関の捜査結果などは、本報告の前提にはなっていない。

- (2) 具体的な調査としては、中部地方整備局から提供される資料の検討に加え、必要に応じて中部地方整備局に対し資料の追加提供を求めるとともに、下記合計32名の対象者にヒアリングを実施した。ヒアリングは原則として面談形式で行い、直接面談が困難な場合には、WEB会議方式や電話により行った。なお、秘密事項を漏洩したとされる元所長、また秘密事項の漏洩を受けたとされる元会長に対しても、各弁護人を介してヒアリングへの協力要請を行ったが、元所長については裁判所によって接見等禁止決定が付されており協力できない旨の回答が、元会長については体調不良ゆえヒアリングに協力できない旨の回答が各弁護人からあったことから、元所長、元会長に対する直接のヒアリングは実施できなかった。

| 区分              | 調査対象者（32名）  |
|-----------------|---|
| A 事業者（元会長関連企業）  | 元会長が当時代表権を持っていた関連会社の共同代表者（当時） 1名                          |
| B 事業者（A以外の企業）   | 本件において、入札を行った企業、見積書を提出した企業等の代表者、担当者等（当時） 6名               |
| C 職員（名古屋港湾事務所）  | 副所長（当時） 3名<br>石材調達方針の検討、予定価格の積算等に関与した名古屋港湾事務所の職員（当時） 9名   |
| D 職員（中部地方整備局本局） | 副局長（当時） 1名<br>石材調達方針の検討、予定価格の積算等に関与した中部地方整備局本局の職員（当時） 12名 |

### 第3 事案の概要等

#### 1 事案の概要

##### (1) 第1事案の概要

名古屋港新土砂処分場の整備に使用する石材を調達するために令和2年12月21日に公告がされた一般競争入札において、元所長が、元会長に対し、入札に関する予定価格に相当する金額を伝え、入札談合等関与行為防止法違反、公契約関係競売入札妨害により逮捕・起訴された事案である。

##### (2) 第2事案の概要

名古屋港新土砂処分場整備に必要な工事区域を標示する標識灯の製作及び設置工事にあたり、令和3年2月2日入札公告がなされた一般競争入札において、元所長が、元会長に対し、入札に関する予定価格に相当する金額を伝

え、入札談合等関与行為防止法違反、公契約関係競売入札妨害により逮捕・起訴された事案である。

## 2 事実経過

### (1) 第1事案について

#### ア 前提

名古屋港は、一級河川庄内川の河口に位置し、毎年、河川から多量の土砂が流入していること等により、浚渫（水底の土砂等を掘りあげること）を実施することが必要であり、その掘りあげた土砂（以下「浚渫土砂」という。）の処分が必要となっているが、浚渫土砂の処分場として利用する名古屋港内のポートアイランドの残余容量が少なくなっていた。

そのため、中部国際空港沖に隣接して、「新土砂処分場」を設け、浚渫土砂の新たな受け入れ地とすることが計画された。

しかし、新土砂処分場の工事にとりかかるためには、漁業者（漁業協同組合連合会）との間で補償額の合意をし、その了解を得る必要があった。

#### イ 予算の繰越

令和元年度予算のうち約120億円は、漁業者との補償交渉や補償額の見通しが不透明な中、名古屋港の更なる土砂処分容量を確保するための工事費として計上された。

令和2年2月時点で、一部予算（約89億円）を補償費に振り替えて繰越手続を行う計画もあったが、関係者との調整のなかで当該方法は取り得ないこととなり、最終的には、港内土砂処分場の容量確保等の名古屋港土砂処分場整備工事費等として約119億円の繰越手続を実施した。

会計上、予算は1年しか繰り越せないルールがあるなかで、繰越予算たる上記工事費約119億円を令和2年度に全額消化できない場合、「不用」ということになる。しかし、予算について、多額の不用を出すことは許されない、という意識が名古屋港湾事務所職員に浸透していた。中部地方整

備局本局の職員においても同様に、予算の不用は避けるべきという認識があった。

#### ウ 名古屋港湾事務所内での検討

名古屋港湾事務所内では、令和2年5月以降、浚渫土砂工事に係る準備工事の発注準備を進めていたが、漁業協同組合連合会との漁業補償に関する合意が成立せず、同合意が前提となる同準備工事の発注はできない見通しとなった。そのため、繰り越した予算を他の内容で執行できないか、港湾事務所内で検討会議が行われ、石材調達の方法が発案された。

#### エ 名古屋港臨時実施方針会議

中部地方整備局本局と名古屋港湾事務所（以下、中部地方整備局本局と名古屋港湾事務所を区別して記載する必要がある場合に、前者を「本局」と、後者を「港湾事務所」といい、両者を特に区別する必要のない場合には、「中部地方整備局」という。）との間で、令和2年9月28日、名古屋港臨時実施方針会議が開催された。

同会議は、すでに令和2年度の半分が経過しており、残された予算年度は半年しかないところ、契約が進んでいるもの（公告後契約手続中のものを含む。）が約38億円であったことから、残る約81億円の予算をどう使うかを検討するために臨時で開催されたものである。

そして、同会議において、上記約81億円のうち、約20億円については、新土砂処分場に係る汚濁防止膜製作工事等で執行する予定であることが確認され、残る約61億円について、通常であれば工事を受注した業者が調達する石材を、中部地方整備局が先んじて調達する方法をとることで執行することが有力な案として議論された。

もっとも、石材は、通常は工事を受注した業者が自ら調達するものであり（一般に工事費の中で処理されることになる。）、工事の発注者たる中部地方整備局が、原材料たる石材を調達することは前例がなく、複数の本局

職員、港湾事務所職員が、できれば避けたい方法であるものの予算執行のためにやむを得ない方法であるとの認識を持っていた。

#### オ 石材調達に関する調査

中部地方整備局は、遅くとも令和2年11月5日までに、一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下「SCOPE」という。）に対し、石材に関するヒアリング調査等を依頼した。

SCOPEからは、遅くとも令和2年11月5日までに、幡豆石材協同組合、倉口産業（松坂）、紀州尾鷲石材協同組合へのヒアリング調査結果等が報告された。調査を実施したSCOPEの所見は、幡豆石材協同組合、倉口産業（松坂）については、下半期受注対応可能性が「低い」というものであったが、元会長が当時理事長をしていた紀州尾鷲石材協同組合のみ、受注可能性が高いというものであった。

また、紀州尾鷲石材協同組合へのヒアリング結果としては、「安定的かつ量的に算出できる石材規格」として、「捨石30－300kg/個 ※0－70、1－70は、紀州で十分な量がある（丸昇だけでも、ふるい分けすれば現状で200万m<sup>3</sup>程度のストックはある）4社で500万m<sup>3</sup>」、下半期での算出可能量として、「4社で1,000,000 m<sup>3</sup>は（受注）可能（1社で30万程度）」と報告された。さらに前記の「高い」との所見に続く形で、「4カ所中3カ所はトンを超える大きな石はあまり算出ができない。また賀田港からの搬出となり、石山からの陸送には若干の課題がある。（市街地を通行する）」、「残る1カ所は、石山から専用搬出施設までが約500mと至近であり、住宅等との離隔も問題がない」、「石山の中でストックの可能なヤードも有しており、0－70クラスであれば現状で相当量ストックがあるとのことではあるが、現地確認した限りでは土砂含有量も相当程度高いと考えられることから、入念なふるい分けが必要になると思料」との所見が報告された。



カ 令和2年11月時点での予算の執行状況

令和2年11月5日時点での令和元年度予算の執行状況としては、前記エ記載の執行見込額、執行予定額等を差し引いても、依然として約58億円が残っている状況であり、この予算消化等のために、石材を調達する方向で、引き続き準備・検討等が進められていた。

キ 内部通報

中部地方整備局の職員が、令和2年12月4日（金）、内部通報を行った（以下、この内部通報を行った職員を「内部通報者」という。）。内部通報者からの通報メールには、石材調達の発注について会計法令が遵守されていないおそれがある旨記載されていたほか、「特定の者しか入札に参加できないこととなっていないか」、「予算消化のためのこじつけ発注ではないか」、「著しく短い工期設定で事故（納入期限までに納品できないことを含む）を誘発しないか」といった懸念が記載されていた。

内部通報者は、通報当時、元所長が不正を働く意図があるなどとは全く感知していなかったが、入札準備が進められている石材調達の仕様（技術的要件）が一般的に履行できる内容ではなく、本局からも、履行可能性について確認が入り、港湾事務所職員の中でも入札にかけることへの疑問や、問題があると感じている者がいるような状況であった。そのため、内部通報者は、入札にはかけないだろうと思っていたところ、入札に向けた手続が進んでいったため、とにかく入札を止めたいと考えるに至り、様々な理由を記載した上記メールを送信すれば、調査のために時間がかかり、更に履行期間が短くなり、結果として入札手続がストップするだろうとの思いで内部通報を行ったものである。

しかし、通報後の週明けである令和2年12月7日（月）、入札契約手続運営委員会は予定通り開催された。

この内部通報については、本局の港湾空港部が対応し、同月16日、会計法令の遵守に関しては内部で確認の上、法令を遵守していない事実は認められない旨の回答を行ったが、内部通報のメールに指摘されていたその他の懸念事項については、通報受理の時点までに本局内において既に調査検討済みであるために、重ねて調査すべき内容は存在しないと結論づけた。そのため、通報者への聴き取りもその他の調査も行われないうまま、入札手続が進められる結果となった。

内部通報者としては、同月16日の回答は納得できる内容ではなかったが、手続が進んでしまい、どうにもならないという思いであった。

#### ク 特定調達契約技術審査会

令和2年12月4日、競争参加資格の技術的要件の設定等を目的とする特定調達契約技術審査会が開催された。

同審査会資料の「石材の先行調達に関するQA」の中には、「250万トンの石材の移動に要する期間はいかほどか」との質問と、これに対し、複数のダンプ、ホイールローダー等を使えば、最短実稼働26日で集積場に集めることも可能という趣旨の回答の記載がある。

しかしながら、同回答を作成した本局の品質管理室専門官A（以下「専門官A」という。）は、納期まで約1か月しかないなか、自身として一般的な履行可能性に疑問を感じており、回答に苦しいという認識を有していた。専門官Aは、港湾事務所職員に対しても、履行可能性等について確認したが、納得できる回答は得られなかった。上記回答は、このような状況下で一応の回答として作成されたものである。

#### ケ 入札契約手続運営委員会

令和2年12月9日、入札に参加する者に必要な資格の決定等を目的とする入札契約手続運営委員会が開催された。同委員会開催にあたり、中部地方整備局副局長B（以下「副局長B」という。）から、専門官Aに対し、

納期内の履行可能性について、度々確認があった。このような状況のなか、同委員会は、同月7日から同月9日に順延して開催されたものである。

専門官Aとしては、副局長Bからの確認に対し、履行可能という返答は最後までできなかったが、最終的に、副局長Bからは、発注者たる中部地方整備局側に、履行可能性の立証責任はないだろう、といった趣旨の話があった。

結局、できるかどうか分からない入札を出すことは受注者任せになるので良くはないが、予算消化の必要性も検討に影響しており、予算消化のため、手をあげるところがあればよいのではないか、という判断に至ったものと考えられる。

#### コ 入札公告

令和2年12月21日、入札公告が実施された。

公告は、捨石（1～70kg／個）60万m<sup>3</sup>の調達を「令和2年度名古屋港資材調達（以下「資材調達その1」という。）」とし、捨石（30～300kg／個）40万m<sup>3</sup>の調達を「令和2年度名古屋港資材調達その2（以下「資材調達その2」という。）」として、2つに分けて実施された。

納入期限は、予算年度も踏まえ、いずれも令和3年3月29日とされた。

#### サ 競争参加資格確認申請

丸昇石材が、令和3年1月25日、資材調達その1及び資材調達その2につき、競争参加資格確認申請書を提出した。同確認申請を行ったのは、丸昇石材1社のみであった。

#### シ 調達契約の実効性の確認等

(7) 競争参加資格確認申請の提出期限である令和3年1月26日の後、令和3年2月2日の入札契約手続運営委員会までの間に、名古屋港浚渫土活用室の専門官Aと副室長が、丸昇石材に対して、落札された場合に調達契約の実効性が確保できるか否かを確認している。競争参加資格確認

申請を受理した中部地方整備局総務部経理調達課契約管理係では、競争参加資格確認申請の提出者が丸昇石材であることを把握していた。しかし、契約管理係以外の部署には提出者が誰か明らかにされない仕組みになっているため、名古屋港浚渫土活用室はメールを使って契約管理係を通じて間接的に確認のやりとりを行った。

- (イ) もともと、前記オのとおり、石材調達に関してSCOPEに依頼した調査により、中部地方整備局は、受注可能性が高いのは元会長が当時理事長をしていた紀州尾鷲石材協同組合のみであることを把握していた。

中部地方整備局は、SCOPEの調査結果を基に、前記ク記載の令和2年12月4日の特定調達契約技術審査会の前に、合計100万 $\text{m}^3$ の石材を令和3年3月31日までの納期（落札後の契約締結から1ヶ月程度の納期）で発注することが現実的かどうかを検討して、「石材の先行調達に関するQA」を作成している。

この検討において、1～70kg/個の石材60万 $\text{m}^3$ を調達する資材調達その1については、すでに十分な量がストック済みとされている0～70kg/個の石材からふるいに掛けて生産することが可能と想定された。

そして、30～300kg/個の石材40万 $\text{m}^3$ を調達する資材調達その2については、30万 $\text{m}^3$ がストック済みであることが確認出来たとして、契約後の実稼働26日間の内に残りの10万 $\text{m}^3$ を生産することが可能と想定された。

しかし、前記クのとおり、この回答を作成した専門官A自身が履行可能性に疑問を感じており、回答に苦しいという認識を有していた。

つまり、資材調達その1と資材調達その2は、発注者自身が履行可能性に疑問を抱いたまま、言い換えれば発注内容に無理があることを承知の上で入札公告を行っている。

この点が他の入札とは異なる本件の特徴であり、本件では、履行が確保できるかを十分に確認・検証する必要があるというべきである。

そのため、競争参加資格確認申請をした唯一の会社である丸昇石材に対する確認は、応札する可能性のある唯一の会社に対して履行可能性を確認するための極めて重要な機会であった。

- (ウ) 名古屋港浚渫土活用室が確認を行った項目の中には、令和3年2月下旬時点で予め（既に）現地に集積されている予定石材量と、石材搬入・集積の作業能力がある。後者は、令和3年2月下旬から3月下旬（納入期限）までの約1ヶ月の期間で石材採取の工程を行う妥当性を確認するための確認事項であった。

このうち前者に関しては、丸昇石材は、資材調達その1につき「集積済0-70kg100万m<sup>3</sup>より流用」と回答したが、0～70kg/個の石材からふるいに掛けて1～70kg/個の石材60万m<sup>3</sup>を確保する作業を納期までに行うか否かについて何も回答しておらず、その点について名古屋港浚渫土活用室は何らの確認もしなかった。

また、丸昇石材は、資材調達その2については30～300kg/個の石材で集積済であるのは「10万m<sup>3</sup>」であると回答している。これが事実であれば40万m<sup>3</sup>を調達するためには残り30万m<sup>3</sup>の生産が必要となるところ、これは（イ）に述べた「石材の先行調達に関するQA」における想定のおよそ3倍の生産量である。

「石材の先行調達に関するQA」における想定ですら、履行可能性に疑問があったのであるから、同じ履行期間で想定のおよそ3倍の量を生産するのであれば、より履行が困難であると考えられる。

ところが、名古屋港浚渫土活用室は、丸昇石材が回答した「石材搬入・集積の作業能力」について何らの検証も確認もしなかった。

このように、応札する可能性のある唯一の会社からの回答によっても、履行が確保できるかどうかについて疑問が残る状況であったが、中部地方整備局において十分な確認・検証が行われたとは言い難い。

#### ス 積算書の作成等

積算にあたり、見積書を採用する場合、ルール上は、資格確認申請を行った上記1社の見積りでも足りる。しかし、積算を担当した本局の港湾事業企画課長C（以下「企画課長C」という。）は、副局長Bより、見積書を採用するかどうか未定の段階ではあったが、複数社の見積もりをとるよう指示された。そこで企画課長Cは、元所長の紹介を受け、紀州尾鷲石材協同組合の理事長でもあった元会長に、同組合において複数社の見積書作成を依頼し、丸昇石材含め3社の見積書の提出を受けた。

しかし、当委員会の調査によれば、上記見積書は、いずれも丸昇石材が作成しており、自社見積書記載の単価より高い単価で他の2社の見積書を作成し、他の2社は当該見積書に押印をただけであったことが判明した。

また、第1事案は、資材調達（石材の購入）であるところ、これは「海上投入渡し」の一部といえる。すなわち、「海上投入渡し」とは、現場で石を砕き、陸を運搬して、船が運べる場所まで輸送し、その後船で運んで、海上で投入するまでを指すところ、本件は、この一部に相当すると評価できるものである。積算を担当した企画課長Cとしては、他の整備局に問い合わせを行えば、海上投入渡しの金額がわかるので、そこから作業を分解し、石の産出から運搬までの金額（船で運搬し、海上投入までの分を除く）を取り出し、更に、石材を作るのに必要な重機や人工等は中部地方整備局の計算方法を用い、ダイナマイトで石を爆破するなどの特殊費用は、見積書記載の金額を使うことを考え、積算作業を進めていた。ところが、積算作業の途中で副局長Bから、当方計算を入れず、見積書を使うように、という指示があった。

## セ 元所長が積算価格の概算を知った経緯

元所長は、本来は積算価格を知り得る立場にはなく、データにアクセスできる状況にもなかった。

しかしながら、最後の最後まで積算の方法が決まらず、積算担当の企画課長Cは、従前より、元所長や直属の上司が、毎夕漁業補償の打ち合わせをしていた後に、同席上で、積算の方法を相談していた。また、同打ち合わせに参加していたメンバー全員が、予算執行の可否、入札結果によって繰越予算の執行額がいくらになるかを気にしていた。

そこで、企画課長Cは、積算書、予定価格調書の作成が行われた令和3年2月10日の夕刻、税抜き単価でどのぐらいの金額の応札だと繰越予算の執行額がいくらになるといったシミュレーション資料を作成し、上記全員に配布した。このときのシミュレーションの一番上の金額が、予定価格そのものか、それに近い金額であったため、元所長が積算情報を知るところとなり、その後元所長が、元会長に漏洩したものと推認される。

## ソ 開札結果

令和3年2月16日の開札の結果、丸昇石材が、資材調達その1については41億4千万円（落札率95.10%）、資材調達その2については27億6千万円（落札率95.10%）で落札した。

中部地方整備局と丸昇石材との間で、同日、売買契約が締結された。

## タ 売買契約締結後の履行管理

履行担当となった港湾事務所企画調整課長D（以下「調整課長D」という。）は、資材調達その1（1～70kg）については、履行状況を確認するなか、当初から疑問を感じていた。具体的には、石材ではなく、土が混じっており、0～70kg相当と見えた。調整課長Dは、元会長や、他の丸昇石材代表取締役（当時）に対し、問題があるので是正するよう度々伝え、

元所長の他、直属の上司にも相談したが、履行が是正されることはなかった。

#### チ 給付完了確認検査

検査官には、本局の決裁を経て元所長が選任された。

元所長は、令和3年3月31日、現地にて受入検査を実施し、いずれも契約内容に適合した給付があったことを確認した旨の検査調書を作成した。

なお、調整課長Dも元所長に同行していたが、検査官は元所長であったことなどから、調整課長Dは、検査結果について特段の意見を述べなかった。

#### ツ 調査結果

当委員会の設置後、中部地方整備局が令和5年6月時点で石材保管場所に保管されている石材量を調査し、令和5年6月23日に調査結果が判明した。

調査の結果、1～70kg/個の石材60万 $\text{m}^3$ を調達する資材調達その1については、ふるい分け試験を2箇所で行った結果、石の容積比が70.61%、72.96%であり、約30%が石ではなく土砂であると判明した。そのため、仕様書に定められた条件（規定外質量を10%未満とするもの）が満たされていない状況である。そして、令和5年6月時点での現地の保管量は、ドローンによる地表面のレーザー測量を行った結果、約40～41万 $\text{m}^3$ と推計され、中部地方整備局の帳簿上の残保管数量599,059 $\text{m}^3$ に対して約19万～20万 $\text{m}^3$ 不足している状況である。

30～300kg/個の石材40万 $\text{m}^3$ を調達する資材調達その2については、令和5年6月時点での現地の保管量は、約231,000 $\text{m}^3$ と推計され、残保管数量229,017 $\text{m}^3$ が満たされている状況である。



それぞれの調達契約の納入期限は令和3年3月29日であり、調査時点から2年以上前の状況を推測することは限界があるものの、1～70kg／個については、令和5年6月時点で必要な量・品質ともに満たされていないことから、納入期限時点でも契約が不履行であったことが強く疑われる。

30～300kg／個については、令和5年6月時点では必要な量が存在しているものの、履行期から令和5年6月までの間に新たに生産した石材が現地の石材に含まれている可能性があり、納入期限時点で契約が履行されていたかどうかは明らかとならなかった。

## (2) 第2事案について

### ア 一般競争（分任官発注工事）とした経緯

もともとは1件で2億円を超える本官案件であったが、漁業関係者との交渉が思うように進まなかったことなどから、契約手続を短縮し、ブイの設置に係る時間を短縮するため、令和3年度名古屋港土砂処分場工事標識製作設置工事（以下「工事その1」という。）と、令和3年度名古屋港土砂処分場工事標識製作設置工事その2（以下「工事その2」という。）の2つに分け、積算を2億円以下に抑え、分任官工事とすることとなった。

当該工事は、中部国際空港沖にブイを設置する工事であるところ、同工事を実施しないと、その後に予定される汚濁防止膜を張ったり、石材を海上投入したりといった工事が実施できないことから（つまり当該工事に遅れが生じた場合、その後に予定される工事のスケジュールが大幅に遅延する可能性があった。）、いわば要の工事であった。

なお、工事その1の積算価格は約1億9000万円で、工事その2の積算価格は約1億6000万円であった。工事その2は、工事その1の応札者3社が応札したものの、全社辞退したため、不落となった。

### イ 技術審査委員会、入札契約手続運営委員会

令和3年1月6日、技術審査委員会、入札契約手続運営委員会が開催された。

#### ウ 漁業補償に係る合意の成立

中部地方整備局と漁業協同組合連合会との間で、令和3年1月29日、漁業補償に係る合意が成立した。

#### エ 積算書の作成等

港湾事務所専任建設管理官E（以下「管理官E」という。）が、積算を担当した。積算作業をしたところ、分任官の限度を超える2億1千万円となったため、回航費を抑える等して、分任官発注となる2億円以下としたうえ、元所長に説明し、了解を得た。

令和3年2月中には、数十万円の誤差はあるも、積算がほとんどできあがっていた。

#### オ 元所長が積算価格を知った経緯

元所長は、本来であれば、令和3年3月26日の予定価格調書作成を行うまで、積算価格を見ることはないはずであった。積算書は、積算を担当するD管理官のみがUSBメモリを持ち込んで出力し、積算書のデータにも元所長はアクセスできない状況であった。

しかしながら、元所長から、積算金額を何度か尋ねられた管理官Eは、その趣旨が、積算価格が分任官発注の上限である2億円におさまっているかどうかを気にしているものだと認識し、2億円におさまっているということを示すために、令和3年3月8日頃、積算書そのものを元所長に見せた。これにより、元所長は積算価格を知るところとなり、元所長が、同日、積算価格を元会長に漏洩するところとなった。

なお、管理官Eは、港湾事務所品質管理課長にも積算書ができた後、メールで積算書の金額を報告していた。

#### カ 入札等

元会長は、令和3年3月8日昼頃、丸昇石材やその関係会社では入札参加資格がないため、関係会社を下請に入らせる目的で、かねてから入札に参加するよう働きかけていた別会社（以下「F社」という。）の代表取締役は、関係者を通じて、積算金額を予定価格として伝えた（なお、当委員会の調査に対し、F社は、左記金額は予期せず伝えられたものであり、入札価格には、自社の積算等に基づき算出した金額を設定したと回答しており、F社及び同社代表取締役は起訴もされていない。）。

F社は、同日、入札を行った。なお、F社の他に2社が、同月5日に入札を行っている。

キ 開札

F社が、1億7500万円（落札率98.64%）で落札した。その他2社の入札価格は、予定価格を超過していた。

#### 第4 本件の検証と課題等の抽出

本件は、元所長による予定価格近似値の漏洩事案であり、その直接の発生要因は個人の資質によるところが大きい。

他方、再発防止を検討する上では、本件を組織的な観点から検証し、そこから浮かび上がる課題に目を向けることが必要である。

このような観点から第1事案について検討すると、背景事情として、繰越予算を執行するための期限が切迫していたことがあげられる。このような背景事情に加え、組織内での会議・相談等において情報管理が徹底されていなかったこと、内部通報への対応が必ずしも適切ではなかったこと、進捗管理・検査体制の杜撰さ等も相俟って、本件事案が発生し、またその発覚が遅れたものと指摘できる。

第2事案は、第1事案との比較において、その要因として指摘できるものは少ないが、やはり情報管理の不徹底が挙げられる。

以下、具体的に検討する。

## 1 予算執行との関係について

- (1) 令和元年度中に漁業者との間での補償合意がまとまらなかったこと等の影響により、令和元年度予算が令和2年度予算に名古屋港土砂処分場整備工事費等として繰り越され、その額は約119億円であった。

前年度から繰り越した予算を、更に翌年度に繰り越すことは原則としてできないことから、令和2年度中に、この繰り越された約119億円をどのように執行するかが検討課題となっていた。そして同約119億円のうち、約58億円の使途が定まらない中（なお、工事を発注しようにも、工期との関係で工事を令和2年度中に完了することができないため、約58億円を振り分けることのできる適切な工事は見当たらなかった。）、今後の工事で業者が使う石材を、中部地方整備局で先んじて調達する方法が浮上し、最終的には、捨石①（1～70kg/個）の石材を60万 $\text{m}^3$ 、捨石②（30～300kg/個）の石材を40万 $\text{m}^3$ 、あわせて合計100万 $\text{m}^3$ （約250万トン）の石材を調達することとなった。

予算執行との兼ね合いもあり、また、石材の市場価格も高騰しているなか、中部地方整備局自らが石材を調達するという方針をとることそれ自体が直ちに否定されるものではない。

しかし、令和2年度中に予算の執行を完了するためには、令和3年3月中に検査を完了する必要があるため、前記石材の納入期限は令和3年3月29日までとされ、他方で本件の入札公告を出すことができたのは令和2年12月21日、開札を経て売買契約が締結されたのは令和3年2月16日であった。すなわち、100万 $\text{m}^3$ ・約250万トンもの石材を納入するのに設定された納期は約1か月であって（なお、入札公告は形式上、資材調達その1、その2に分けられているが、前記ヒアリング結果等を踏まえると、入札する業者が丸昇石材一社となる可能性も十分に認識し得た。）、落札者が期限内に

履行を完了できない可能性も高く、適正な工期が確保できているかについては、大いに疑問符がつくような状況での発注となった。

元所長には裁判所の判断で接見禁止が付されており、直接のヒアリングを行うことはできなかったことから、元所長が秘密事項を漏洩した動機は定かではない。しかし、仮に元所長が繰越予算を執行するために（その前提として丸昇石材に確実に落札をしてもらうために）秘密事項を漏洩したとなれば、予算執行への重圧が直接的な本件の引き金となったと評価できるし、仮に元所長の動機が、自身の利益や元会長への便宜を図ること等他にあったとしても、中部地方整備局において実現可能性に大いに疑問符がつくような技術的要件（特に履行期が短い点）を設定し入札が行われた背景事情としては、予算を何とか執行しなければならないという組織全体における予算執行への重圧が要因としてあげられる。

(2) 予算執行の重圧を背景に、入札手続の適正に関して、以下の通り、看過された点がある。

ア 入札が特定の社に限定される可能性を認識しつつ、手続が進められたこと

港湾事務所は、使途が定まらない予算をいかに執行すべきか、という観点から逆算して、多量の石材調達の方法を検討し採用するに至った。

検討のなかで、SCOPEが実施した調査結果、とりわけ元会長が当時理事長をしていた紀州尾鷲石材協同組合のみ、受注可能性が「高い」という所見であったこと、また、同組合は丸昇石材を含む4社で構成されていたところ、「4カ所中3カ所はトンを超える大きな石はあまり算出ができない。また賀田港からの搬出となり、石山からの陸送には若干の課題がある。（市街地を通行する）」、「残る1カ所は、石山から専用搬出施設までが約500mと至近であり、住宅等との離隔も問題がない」との所見が記載されていたこと等からすると、応札できる者が、特定の社である丸昇石材

に限定される可能性が認識し得た。実際、内部通報者も、特定の者に限定される可能性を指摘していた。

このように、応札が特定の社に限定される可能性を認識しつつ、この点に特段の検討もなされないまま入札手続が進められた点が問題点として指摘できる。

イ 技術的要件・履行可能性（石材の量に比して履行期が極めて短いこと）について、大きな疑問があったにもかかわらず、手続が進められたこと

特定調達技術審査会資料として添付された QA に記載された石材の移動期間に対する問についての回答を作成した専門官 A 自身が、その回答内容に疑問を抱いたまま作成しており、副局長 B においても、納期限内の履行可能性に疑問を感じていた。

このように、履行可能性に大きな疑問をもちつつ、業者ができるというのであればできるのであろうというように（入札する業者がいればそれで良いというように）、履行可能性の判断をいわば業者任せにしたまま、発注者として適切な検討をすることなく技術的要件の設定等の入札手続が進められた点が問題点として指摘できる。

ウ 積算方法

令和 3 年 1 月 25 日に競争参加資格確認申請を行ったのは丸昇石材一社のみであったが、中部地方整備局は、積算にあたり、念のため丸昇石材のみならず、他 2 社の見積りの提出を受けた。

具体的には、積算を担当した企画課長 C は、元所長の紹介を受け、紀州尾鷲石材協同組合の理事長でもあった元会長に、同組合において複数社の見積書作成を依頼し、丸昇石材含め 3 社の見積書を受領した。ところが、丸昇石材を除く他の 2 社は、自社で見積書の内容を作成せず、丸昇石材が用意してきた見積書に押印をしたにすぎなかった。これでは、何のために複数社の見積もりを取得したのかわからず、本来、積算の客観性、公平性

を保つための見積書が、形骸化していたものと言わざるを得ない点が問題点として指摘できる。

また、積算の方法について、石材納入までの作業を分解し、本局側で可能な計算はできる限り行った上、不明な点のみを見積書で補うという方法ではなく、業者の見積書をひろく前提とする方法が採られた合理的理由が見出しがたい。このように、積算方法の客観性に疑問が残る点が問題点として指摘できる。

## 2 情報管理

元所長は、港湾事務所所長という立場から、全体の予算を把握すべき立場にはあったと言い得るが、第1事案については、積算価格等の積算の具体的内容を把握すべき立場になく、第2事案については、自身が予定価格の決裁をするまでは、やはり積算価格等の具体的内容を把握する立場にはなかった。本件は、元所長が秘密情報を漏洩した事案であるところ、本来情報を知るべきではない人物に、あるいは本来知るべきではない時期に、積算情報が伝わってしまった点が問題として指摘できる。

## 3 内部通報への対応

(1) 第1事案については、入札公告の約2週間前である令和2年12月4日に、内部通報があった。

この内部通報は、刑事事件となった予定価格の漏洩そのものを示唆するものではなかったが、第1事案の発注について会計法令を遵守していないと思料されること（中部地方整備局発注者綱紀保持規程への抵触）、その他の懸念事項として、繰越予算消化のために短納期で競争性の乏しい発注が行われようとしていること、著しく短い工期の設定により納期の不履行を誘発する恐れがあること、予算執行を至上とする方針により職員の不正を誘発するおそれがあること、などが記載されていた。中部地方整備局のうち港湾空港関係に係る部門（旧運輸省第五港湾建設局）が担当する内部通報は、令和5年3

月までの約3年間にこの1件のみであり、異例の事象であるという意味でも、この内部通報は見逃すべきでない警鐘であった。

しかし、内部通報に書かれていた懸念事項については、通報受理の時点までに本局内において既に調査検討済みであり、重ねて調査すべき内容は存在しないと結論づけられ、通報者の聴き取りも、その他の調査も行われなかった。その結果、懸念事項については特段の対応が行われないうまま入札を実行することになり、第1事案について予定価格の漏洩が行われた。内部通報者の懸念は、極めて不幸な形で的中したことになる。

もし、内部通報の対応のために、一旦入札に向けた手続を止めて十分な調査を行ったのであれば、第1事案の入札については無理があることが明らかとなり、そして、無理のある入札については繰越予算の不用をためらうことなく中止にすれば、予定価格の漏洩は発生しなかったと考えられるが、それらは行われなかった。

- (2) また、内部通報を受けた場合の対応について記載したマニュアルは、中部地方整備局発注者綱紀保持規程に則して取りまとめられており、内部通報の受信者が所持していたが、港湾空港部で内部通報の対応をした担当者は所持しておらず(担当者にはマニュアルが存在するという認識自体がなかった。)、当初は当委員会にも交付されなかった(後に存在が判明。)。マニュアルが存在するにもかかわらず対応担当者がこれを参照することができなかった点は、内部通報の受理体制に問題があると指摘せざるをえない。

ただし、中部地方整備局発注者綱紀保持規定とマニュアルは、本件の内部通報に記載されていたような懸念事項について(通報内容が明確に法令違反を指摘するものではない場合について)、どのように取り扱うかが不明確な内容である。そのため、仮にマニュアルが対応担当者に交付されたとしても、予定価格の漏洩を防ぎ得たかどうかははっきりしない点も指摘しておく。

#### 4 進捗管理・検査体制



- (1) 第1事案につき、進捗状況を確認する段階で、担当職員が丸昇石材の元会長や関係者に対し、履行状況に問題があるので是正するよう度々伝え、元所長の他、直属の上司にも相談したが、問題が是正されることはなかった。進捗管理の段階で、履行状況に問題があることを指摘した職員がいたにもかかわらず、この段階で是正が図られることなく最終検査に至っており、中部地方整備局として、発注者としての適切な進捗管理・品質確保の取り組みができていなかったことが指摘できる。
- (2) 第1事案の検査は、元所長自身が行った。元所長自身が検査職員に任命された過程自体に不自然な点は認められなかったが、仕様書の規格どおりの石材が規定量存在することが客観的に確認できなかったにもかかわらず、元所長が検査を合格させ、その後組織としても検査の不正を看過する結果になった。

給付完了確認検査の際に、元所長が検査に合格した証として作成した書類は、契約内容どおりの給付があったことを確認した旨の不動文字の記載があり検査職員たる元所長の署名がある「検査調書」と題されるA4の書類1枚のみであって、契約内容どおりの給付があったことをどのように確認したかや、現場の写真等は何ら添付されていなかった。そのため、中部地方整備局は、契約上の履行期を約2年も経過し、上記検査の不正が発覚してから、履行状況を明らかにするために、改めて業者を選定し、ドローン等を用いた調査及び石材からサンプルを抜きとった上での品質調査の実施を余儀なくされた。そして、同調査結果は、前記第3第2項(1)「ツ」に記載したとおりであり、このように事後的な調査検証が困難を来したのは(現時点での石の状況から、約2年前の納入状況を推測せざるを得ない点など)、納入当時行われた完了検査の体制の問題がもたらしたものと言わざるを得ない。

容易に検査の不正をさせない、また不正があった場合に組織的にそれに気づき是正できるよう、更には検査の是非を速やかに検証できるような検査体制になっていなかった点が、品質確保上の課題として指摘できる。

## 第5 再発防止策の提言

### 1 予算執行との関係について

- (1) 第1事案の背景として、港湾事務所職員、本局職員全体にも、予算を不用にしてはならないという意識があった。そのような背景の下、技術的な問題が解消しないまま石材調達の入札案件を進めてしまったという面がある。

予算執行にあたり適切な検討を経ていれば、予算を不用にしても問題はないこと、人事考課等にも影響しないことの確認と周知が必要である。そして、予算執行が個々の職員に対する不相当なプレッシャーとならないような対策が必要である。

- (2) また、入札手続の適正確保のため、次のような点に留意して再発防止を図るべきである。

ア 応札が特定の社に限定される可能性を認識した場合には、競争性を担保するための調査や検討を十分に行うこと。

イ 履行可能性に疑問があるのであれば、その判断を業者任せにせず、発注者としても履行可能性を検証し、入札に際しては、事故（納入期限までに納品できないことを含む）を誘発することのない技術的要件を設定すること。

ウ 見積書の形骸化を防止すべく、見積書を取得する場合には、各社に対し、中部地方整備局が直接作成を依頼し、内容を精査すること。

積算方法については、中部地方整備局側で可能な計算はできる限り行った上、なお不明な点について、必要最小限の範囲で業者の見積を採用する等の適正な方法をとること。

### 2 情報管理について

本件の原因としては、積算情報の管理が不十分であったことがあげられる。理由の如何にかかわらず、積算担当者は、積算価格そのものが分かり得る内容を、積算担当者以外に、その手段の如何を問わず、伝えてはいけないというルールの周知・徹底が必要である。

### 3 内部通報への対応について

本件は、内部通報が不正防止に活かされなかった。また、職員がマニュアルの存在を把握していなかったり、マニュアルの内容自体にも不明確な点があった。

内部通報への対応についての改善策として、内部通報を受けた後の対応につき顧問弁護士の相談を積極的に活用する、対応マニュアルを改訂し、違法行為そのものではなく中部地方整備局の組織や業務の問題点について指摘する内部通報をどのように扱うのかについての指針を具体的に加筆する、内部通報の対応に当たる担当者を対象とした研修を実施するといった対策が必要である。

### 4 進捗管理・検査体制について

(1) 国土交通省は、建設現場の生産性向上を図る取り組みとして、調査・測量から設計、施工、維持管理・更新までの全ての建設生産・管理システムで、ICT（情報通信技術）等を活用する施策を推進し、その一環として、建設現場でICTを全面的に活用する「i-Construction、建設DX」等の導入を提唱しており、ICTを用いた様々な出来形管理の方法についてのマニュアルがすでに作成されているところである。

本件は、資材調達案件であり、建設工事案件そのものではないが、後に予定される建設工事の前提として、資材たる石材を調達したものであり、本件も建設生産・管理システムの一部と位置づけられるし、国が発注する建設工事についての発注者の責務を定める公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条には、公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に

当たっては、情報通信技術の活用を図ることについての言及もあるところである。

今後は、建設工事案件でなくとも、本件のような建設生産・管理システムの一部と位置づけられる案件の進捗管理・品質確保においては、情報通信技術等を用いて、進捗状況を客観的に管理・記録することで、進捗管理をより効率的かつ正確に実施することを検討されたい。

- (2) 限られた人員の中で、検査体制にどこまでの人員・時間を割くかについては技術的・政策的判断も必要となる難しい問題ではあるが、容易に検査の不正をさせない、また不正があった場合に組織的にそれに気づき是正できるよう、更には検査の是非を事後的に速やかに検証できるよう、例えば検査官任命にあたっては十分な客観性・不偏性を確保する、検査調書には、どのような検査を行ったかについての説明を付記したり現場の写真を添付する運用とする、また契約金額が一定額以上の場合、前例の乏しい発注方法による場合などには複数名で検査を行うこととする、ICT 技術を活用するなど、一人の検査担当職員のみでは、検査を不正に通すことが容易にはできない体制、また不正があった場合に組織的にそれに気づき是正できるよう、また事後的な検証可能性のある体制の構築等を検討されたい。

## 5 研修の実施について

前記第4に記載したとおり、本件は、元所長による情報漏洩事案であり、その要因としては個人の資質によるところが大きいですが、組織全体としても、予算執行の重圧等から、入札制度の本来のあり方を見失い、不適正な手続が進められていった面がある。

本件具体的事案をもとにした研修を行うなど、個々の職員が自ら考え立ち止まることの大切さ、またコンプライアンス意識の醸成を促す研修を、いま一度行うべきである。

以上